

第1 業務名

県営農業農村整備事業 田名部地区 第5号計画調査業務委託

第2 業務の目的及び概要

1 目的

本業務は、農業農村整備事業調査田名部地区の計画調査を行い、事業計画書を作成するものである。

2 概要

(1) 業務内容

事業計画策定(調査対象面積 21ha) 一式

(2) 業務場所

岩手県下閉伊郡山田町豊間根 地内

第3 応募資格

本業務の応募資格は、次の各号の全てに該当する者であること。

- 1 「令和6・7年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿」に登載されていること。又は、「令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格(全省統一資格・「役務の提供等」)」を有していること。
- 2 県内に本店又は営業所を有していること。ただし、第3の7の技術者が常駐していること。
- 3 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- 4 「建設関連業務に係る指名停止等措置基準(平成18年6月6日付建振第141号)」による指名停止処分を受けている期間中ではないこと。
- 5 過去10年の間(平成27年度から令和6年度)において、県内の国・県営に係る、ほ場整備事業等^{※1}の事業計画書作成業務^{※2}の実績があること。

※1 「ほ場整備事業等」とは、経営体育成基盤整備事業、中山間地域総合整備事業等における区画整理事業及び農用地造成事業など、換地処分を伴う農業農村整備事業である。

※2 「事業計画書作成業務」とは、事業採択前の地区調査の段階において行う、事業計画書作成に係る「費用対効果算定」や「調査計画」などの業務である。また、計画変更において行う、事業計画書作成に係る業務も含む。

- 6 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- 7 応募する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある次のⅠ及びⅡに該当する技術者を有していること。

なお、「恒常的な雇用関係」とは、参加意思確認書の提出日において、その日から連続して3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

Ⅰ 次のアからカのいずれかに該当する者

ア 技術士(総合技術監理部門:農業—農業農村工学)

イ 技術士(農業部門:農業農村工学)

ウ RCCM(農業土木)で同種・類似業務^{※1}の管理技術者の実績を有する者

エ 大学又は高等専門学校卒業後、農業土木業務の経験が20年以上で、同種・類似業務^{※1}における管理技術者の実績を有する者

オ 高等学校又は専修学校卒業後、農業土木業務の経験が 25 年以上で同種・類似業務^{※1}における管理技術者の実績を有する者

カ 農業土木技術管理士

Ⅱ 過去 10 年の間（平成 27 年度から令和 6 年度）において、県内の国・県営事業における換地業務の実績経験を有する者

※1 「同種・類似業務」とは、ほ場整備事業等の事業計画書作成業務及び変更事業計画書作成業務のことである。

第 4 応募手続

1 募集期間

令和 7 年 6 月 13 日～令和 7 年 6 月 26 日

2 応募方法等

次に示す資料を第 6 の「応募・照会等窓口」に持参すること。

(1) 提出資料

別紙様式 1 「参加意思確認書」 1 部

(2) 受付時間等

受付曜日は月曜日から金曜日（祝祭日を除く）。

受付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。

第 5 事業実施期間

委託契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 6 日までとする。

第 6 応募・照会等窓口

〒027-0072 岩手県宮古市五月町 1-20

岩手県沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター

TEL 0193-64-2214

FAX 0193-64-5631

担当 農政推進課 小原

第 7 その他

1 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

2 提出された参加意思確認書は、返却しない。

3 提出された参加意思確認書は、本業務に係る事務手続き以外に、提出者に無断で使用しない。

4 募集期間以降における参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。

5 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合には、参加意思確認書を無効とする。

6 委託契約締結後、本業務の成果に関する次の各号に掲げる権利等は、沿岸広域振興局長が継承するものとする。

(1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権

(2) 著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）